

入会金及び会費規則

(通則)

第1条 社団法人海外環境協力センター - 定款第7条に規定する会員の入会金及び会費については、この規則の定めるところによる。

(入会金)

第2条 定款第5条第1号及び第2号に規定する会員の入会金は、200万円とし、入会時に一括して納入するものとする。

(会費)

第3条 定款第5条第1号及び第2号に規定する会員の会費の額は毎会計年度30万円とし、同条第3号に規定する会員の会費の額は、毎会計年度10万円とし、毎年6月30日までに一括して納入するものとする。ただし、同条第3号に規定する会員のうち、地方自治体については、会費を免除する。

2 新規加入の会員は、入会時に当該年度の会費を一括納入するものとする。ただし、10月1日より3月31日までの間に入会する場合には、当該年度の会費は、それぞれの半額とする。

附 則

この規則は、平成2年3月29日より施行する。

附 則 (平成10年6月9日改正)

- 1 平成10年度から当分の間、会員の入会金については、本規則第2条の規定にかかわらず、免除することができるものとする。
- 2 この附則の改正規定は、平成10年6月9日から施行する。

附 則 (平成18年3月16日改正)

- 1 この改正規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度及び平成19年度の会員の入会金については、改正後の第2条の規定にかかわらず、免除することができるものとする。

附 則 (平成20年3月13日改正)

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度及び平成21年度の会員の入会金については、第2条の規定にかかわら

ず、免除することができるものとする。

附 則（平成21年3月12日一部改正）

この改正規則は、平成21年4月1日から施行する。